

海外学会発表支援

1. 目的

本制度は、本学の教育・研究活動の活性化と充実のために、専任教員が海外の学会において研究成果の発表（口頭発表）を行なった場合に、経済的支援をするものです。

2. 募集内容

| | | |
|------|---|---------------------------|
| 対象期間 | 第1期 | 2025年7月～11月 |
| | 第2期 | 2025年8月～11月 |
| | 第3期 | 2025年12月～2026年3月 |
| | 第4期 | 2026年4月～6月 |
| 交付額 | 上限以内の実費とする。 北中南米・欧州・中近東・アフリカ地域 30万円 大洋州地域 20万円 アジア地域 10万円 | |
| 申請資格 | 本学の専任教員。申請は年1回のみ。 | |
| 支援条件 | 支援の対象となる学会は、次の①～③のすべてを満たしていること。 ① 3年以上継続して年間1回以上機関誌を発行していること ② 正会員数が200人以上であること ③ 支援の対象となる学会の開催地が日本国外であること ※ 海外の学会において研究成果の口頭発表を行なう場合のみが支援の対象となります。 | |
| 申請方法 | 申請書に必要事項を記載の上、コラボフロー「研究支援制度申請届・変更届」にて提出。 | |
| 受付締切 | 第1期 | 2025年5月7日（水）17：00まで【厳守】 |
| | 第2期 | 2025年5月30日（金）17：00まで【厳守】 |
| | 第3期 | 2025年10月31日（金）17：00まで【厳守】 |
| | 第4期 | 2026年1月30日（金）17：00まで【厳守】 |
| | ※ 申請多数により予算枠をオーバーした場合は募集を打ち切る場合がある。 | |
| 審査方法 | 研究推進委員会の議を経て、学長が交付を決定します。 交付が決定した場合は大学教育研究評議会に報告されます。 | |
| 受給要件 | 正当な理由なく申請した研究成果発表を行なわなかった場合には、執行した支援金の返還を求める場合がある。 帰国後、発表予稿をコラボフロー「研究支援制度申請届・変更届」にて提出。 | |

3. 申請上の注意

申請にあたっては「追手門学院大学海外学会発表支援規程」をよくお読みください。

4. 支援費の使途

支援対象となる金額は、交通費、日当、宿泊費、参加費の合計額とする。

海外発表に係る出張の日数計算は、学会開催期間+前後合わせて3日以内を限度とする。

5. 注意事項

手続き上の不備・虚偽・不実の記載があった場合は、支援金の一部または全額を返還していただきます。

申請による支援額の合計が予算額に達した時点で、申請締め切りとなりますので、ご注意ください。